

### 安全祈願祭等について

本年の安全祈願祭については、伊勢山皇大神宮において、通常どおりの開催を予定しております。

1月25日（水）16：40～

### 経営首脳者セミナーについて

例年開催している経営首脳者セミナーを3月13日（月）13時10分から建設会館講堂（予定）で開催します。

内容は神奈川労働局の幹部の方々から運営方針の説明を受けるほか、来年度からスタートする国の第14次労働災害防止計画の概要説明が中心となります。

なお特別講演については未定ですが、2月から募集申し込みの案内と併せて、神奈川支部ホームページ、支部ニュース3月号等により紹介しますので、そちらをご参照ください。

### 令和5年度の全国建設業労働災害防止大会

令和5年度広島で開催予定の全国建設業労働災害防止大会の案内リーフレットが支部に届きました。

同じ内容のものが建災防本部のホームページに掲載されていますのでご参照ください。



### 「ホワイト物流」をご存じですか？

陸上貨物運送事業では、例えば建設現場など、他社敷地内（以下「荷主等」）で行われる荷役作業中の労働災害が多発しています。そのため、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」）を策定し、荷主等も含めた荷役作業の安全対策をお願いしているところです。

昨今、トラック運転者不足は深刻度を増しており、産業活動に不可欠な物流の安定化のために物流の効率化が避けがたい社会の課題となつてあります。

「ホワイト物流」（国土交通省主唱）は、このような流れにあって具体的な取組みとして提唱

されたものですが、参加することにより社会の問題に取り組む企業として情報を世に向けて発信するとともに、物流の効率を大幅に下げる労働災害防止の推進を後押しし、結果的に荷役ガイドラインの普及にもつながると考えられます。「ホワイト物流」は令和6年3月31日までの取組みとなりますが、これを機会に、物流の効率化と自社構内における荷役災害防止について改めて検討してみたいかでしょうか？

ホワイト物流ポータルサイト

<https://white-logistics-movement.jp>

荷役ガイドライン

神奈川労働局 労働基準部 安全課



### 支部行事予定

#### 建設5団体合同賀詞交歓会

時：1月5日 11：00

所：ロイヤルパークホテル

#### 正副支部長・分会長会議

時：1月25日 15：30

所：伊勢山ヒルズ

#### 労働局新年挨拶

時：1月5日 10：00

所：神奈川労働局

#### 正副運営委員長・部会長会議

時：1月17日 15：00

所：支部事務局会議室

#### 安全祈願祭

時：1月25日 16：40

所：伊勢山皇大神宮

# 建災防神奈川支部ニュース

No.562 令和5年1月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## 新年のご挨拶



建設業労働災害防止協会  
神奈川支部長

### 黒田 憲一

令和5年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

初めに、今年の年始は新型コロナウイルスによる行動制限は緩和されているものの拡大傾向にあり、気を緩めることなく、引き続き、感染拡大防止を心掛けた行動をお願い致します。

昨年の建設業の労働災害は、死亡者数は8名と、前年に比べて大幅に減少していますが、いまだに墜落転落災害をはじめとした、三大災害が大半を占めており、休業4日以上死傷者数は、ここ数年増加傾向にあります。

政府の骨太方針2022において、「費用としての人件費から、資産としての人的投資への変革の促進」が掲げられるなど、労働者の安全衛生対策が事業者の経営戦略の観点からも重要性が増しており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からも欠くことはできません。

一方で、官民挙げての「働き方改革」や「新たな生活様式」「DX（デジタルトランスフォーメーション）」などの推進により、私たちの労働環境は急速に変化しております。

今年から始まる新たな国の第14次労働災害防止計画については4月に向けて審議が進んでいますが、建設業の重点課題は、やはり墜落転落災害

の撲滅ということです。

神奈川労働局管内においては、過去の記録を振り返ると、墜落転落災害は1件という年が1年だけありますが、残念ながらゼロという年はありません。

平成21年、27年と足場に関する法改正があり、くさび緊結式足場や手すり先行部材などの新たな足場部材の流通、フルハーネス型の安全帯や可搬式作業台などの高所作業用の道具の普及により、高所作業の環境は過去に比較すれば格段に安全性が高くなってきていると思います。

当支部で提唱する3つの運動（セーフティリボン、3分KY、安全行動宣言）のさらなる展開と、我々ひとり一人のもう少しの気づきと頑張りがあれば、少なくとも墜落転落災害ゼロは夢ではなく実現可能な現実だと思えます。

建設業は、地域インフラ整備や毎年のように発生する自然災害の復旧復興工事等の担い手として県民生活を支える重要な役割を果たしております。

建設業に携わる誰もが安心して働くことができる職場づくりを目指し、本年も神奈川支部は積極的に活動を展開していく所存ですので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、支部会員各位のますますのご発展を心より祈念致しまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



# 令和5年年頭所感



神奈川労働局  
局長

## 西村 斗利



令和5年の新春を迎えるに当たり、建設業労働災害防止協会神奈川支部及び会員の皆様には、謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から労働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響がまだ不透明な中ではありますが、先般、政府で定められた「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」では、ウィズコロナ下での感染症対応の強化を図るとともに、足元の物価高騰など経済情勢の変化に切れ目なく対応し、「**新しい資本主義**」の加速により日本経済を再生するための経済対策が策定されました。

県内の**景気動向**については、日銀横浜支店によれば、「新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している」とされており、直近の**雇用情勢**については、「一部に弱さが残るものの、持ち直しに向けた動きが広がっている」と判断しているところです。

**有効求人数**は、前年同月よりも改善が続いていますが、有効求人倍率については、今年度に入り少しずつ上昇傾向がみられたものの、その持ち直しの動きにやや足踏みがみられ、エネルギー価格や物価高騰、急激な為替の変動が雇用に与える影響については引き続き注視が必要です。

このような状況の中で、今年度の神奈川労働局における**行政運営方針の重点施策**は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した雇用維持・労働移動等に向けた支援、多様な人材の活躍促進、そして、誰もが働きやすい職場づくりなど、コロナ対策に重点を置いたものとなっており、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金の支給や様々な就職支援、労働環境の改善に向けた取組等を実施しております。

労働環境の改善に向けた取組につきましては、**時間外労働の上限規制**の猶予の対象となっていた建設業、自動車運転者、医師について、令和6年4月から上限規制が適用されることになっております。また、本年4月から中小企業においても月60時間を超える時間外労働の割増率が50%に引き上げとなります。これらの周知や支援を進めてまいります。

県内の建設業における**死亡災害**（12月23日現在）は8人と前年同月比で13人減少しているものの、依然として尊い命が失われております。

また、休業4日以上**の死傷者数**（11月末速報値）は678人と前年同月比で17人の増加となっており、コロナ感染症によるものを除いても第13次労働災害防止計画（13次防）の5年目の目標は困難な状況となっています。

私ども労働行政といたしましては、今後も事故の型として多い転倒災害防止対策として「**STOP!転倒災害プロジェクト神奈川**」、高齢労働者の労働災害防止対策として「**エイジフレンドリーガイドライン**」など今後も労働災害の防止のための各種取組を進めてまいります。

**化学物質に係る規制**の見直しにより、改正された安全衛生関係法令が本年4月、令和6年4月に順次施行されます。

また、本年4月からは労働者と同じ場所で作業の一部を請け負う**一人親方等**に対し労働者と同等の健康障害防止措置を事業者が義務付ける省令改正も行われ、その円滑な施行に向けて改正後の政省令の周知を行うこととしています。

以上のように、労働行政として取り組むべき課題は多岐にわたりますが、今後もウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した行政運営を展開してまいります。

本年も、皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げますとともに、貴会及び会員の皆様のますますの御発展と御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和4年11年月末現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年		56	17	65	42	42	128	36	63	46	49	58	76	678
	(1)				(2)	(1)	(1)		(2)				(1)	8
前年		58	18	41	63	55	67	63	54	42	56	51	93	661
	(2)			(1)		(2)	(1)		(1)	(4)		(3)	(4)	18

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。別掲載

## ☆死亡災害発生状況☆

令和4年12月22日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		速報値 (令和4年)	確定値 (令和3年)	確定値 (令和2年)	令和3年	令和2年	令和元年
製造業		1	8	5 (1)	8	5 (1)	2
建設業		8 (1)	21 (2)	14 (1)	21 (2)	14 (3)	10 (1)
交通運輸業							1
陸上貨物運送事業		3	2	5 (2)	2	5 (2)	2 (1)
港湾荷役業							1 (1)
商業		5 (1)	3 (2)	1 (1)	3 (2)	1 (1)	1 (1)
清掃・と畜業		4	1	6 (2)	1	6 (2)	3 (1)
その他		3 (2)	14 (5)	6 (1)	14 (5)	6 (1)	4 (1)
合計		24 (4)	49 (9)	37 (8)	49 (9)	37 (10)	24 (6)

(注)：死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。令和元年是平成31年も含まれます。

## ☆死亡災害の概要☆

令和4年12月22日現在

番号	発生日 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	3月 9時頃	その他の 建設工事業 30人～49人 50～54歳	玉掛用具 飛来、落下	資材置場において、柱状の資材（約600キログラム）を移動式クレーンでつって旋回中、目通し1本つりのワイヤロープがフックから外れて落下し、つり荷に介添えロープを取り付けようとしていた被災者が下敷きとなった。
2	6月 10時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 20～24歳	高温・低温環境 高温・低温の 物との接触	2階建て木造住宅の外部足場を約1時間かけて解体後に、熱中症による体調不良となり病院へ搬送されたが、十数日後に死亡した。 発症時は気温31.7℃、湿度59パーセント（WBGT値27℃相当）であった。被災者は入社以降の現場作業が通算3日目であった。
3	6月 11時頃	建築工事業 (1次下請) 10人～29人 65～69歳	作業床、歩み板 墜落、転落	7階建てビル新築工事現場において、地面に建てた敷地境界柵に安全掲示板を取付け中、当該柵から基礎工事のため垂直に掘り下げた縁までの間が49センチメートルの作業場所から、2.2メートル下の基礎底面コンクリートに墜落した。
4	6月 13時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 20～24歳	その他の仮設物、建築物、構築物等 墜落、転落	2階建て木造住宅解体工事現場において、単管を格子に組んで防じん防音シートを張った仮囲いの点検中、仮囲いの水平材（単管1本）から5メートル下の地面に墜落した。
5	8月 14時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 55～59歳	乗用車、バス、バイク 交通事故（道路）	工事現場での作業を終えた作業員3名が自社に戻るため社有車に乗って移動中、国道の第2車線走行中に右側の中央分離帯に接触した後、第1車線のガードレールに衝突して横転した。助手席から車外に投げ出された1名が死亡し、運転席と後部座席の2名が軽傷を負った。
6	10月 15時頃	土木工事業 (2次下請) 50人～99人 55～59歳	トラック 激突され	道路トンネル（約330メートル）新設工事の坑内で、ざり積込工2次下請の被災者はざり積替え用ドラグ・ショベルのバケットを清掃していた。同ショベルの走行に備えて側面方向に退避した被災者が、後進（方向転換の切り返し中）してきたざり搬出工（坑内運搬）1次下請の10トンプンに激突された。
7	11月 13時30分頃	建築工事業 ～9人 70～75歳	建築物、構築物 墜落、転落	別掲載（6項）
8	11月 15時頃	その他の建設工事業 ～9人 40～45歳	建築物、構築物 墜落、転落	別掲載（6項）

## 第二回理事会を開催



12月1日建設会館講堂において神奈川支部の第二回理事会を開催しました。

来賓に神奈川労働局の千葉安全課長、永吉地方安全専門官を招き、令和4年度における上半期の事業報告と経理状況報告を行い、両議案とも承認さ

れました。

冒頭の黒田支部長の挨拶では、現時点で昨年に比べて死亡災害が減っており、会員各位がこれまでに取り組んできた3つの運動の成果でもであると評価し、検討が進んでいる国の第14次労働災害防止計画の方向性に触れ、「神奈川支部としましては、墜落転落災害による死亡災害撲滅を重点としそれに合わせて、これまでの支部における3つの運動を組み込んで展開して行く方向性を考えるべきです」と述べました。

来賓の千葉安全課長は、労働災害の現状の説明と防止対策の徹底を要請し、「年末は、工事の竣工を迎えるなど気ぜわしい感じはいずれの現場についても発生する懸念がある。その状況に流されてしまって、基本的な安全管理が見逃されたり、通常の安全行動が手抜きされてしまう状況も発生しやすいことが危惧されます。今一度、事業場、建設現場における基本動作の周知徹底をお願いします」と結びました。



## 11月に発生した県内の建設業死亡災害の概要

※イラスト、災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況と異なることがあります。

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
11月 13時30分頃	建築工事業 なし ～9人	建築物、構築物 墜落、転落	<p><b>【発生状況】</b> 自社事務所内で窓ガラスを拭き掃除中、全開にした窓（高さ2m×幅1m）から、建物の外の2.2m下のコンクリート床面に墜落した。70～75歳（アルバイト）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 高所作業における墜落防止設備（墜落転落用保護帽、安全帯）による防止措置 2 作業内容に即した作業手順の作成とその履行（墜落したコンクリート床面から作業する手順など） 3 作業者の意識的不安全行動の防止</p>
11月 15時ごろ	その他の建設工事業 民間 ～9人	はしご等 墜落、転落	<p><b>【発生状況】</b> 2階建て木造家屋の雨樋の清掃作業において、1階屋根上にはしごを載せ、はしごに乗って2階の軒先の雨樋の清掃を行っていたが、はしごとともに地上に墜落した。40～45歳（一般作業員）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 高所での作業にはしごを使用する場合には、設置場所の安定性などを確認すること、短時間の作業であっても墜落防止装置付きの移動足場を使用することが望ましい。 2 移動はしごの転位防止を確実に行うこと、やむを得ず移動はしごを使用するときは、丈夫な構造、著しい損傷のないもの、幅は30cm以上のものを用い、ロープで建築物を固定するなどの転位防止措置を講ずる。 3 保護帽の着用などを行わせること、高所で作業を行わせる場合には、その高さにかかわらず転落防止のための安全帯の使用、保護帽の着用を励行させる。 4 作業の監視などを行うこと、高所での作業については、短時間の作業であっても安全な作業手順の検討を行うとともに、作業の監視を行うことが望ましい。 5 作業者に対しては、墜落・転落防止についての安全教育を実施する。</p>

## 神奈川労働局と合同パトロール開催

神奈川労働局と合同で12月14日、横浜市内で鹿島建設(株)横浜支店が施工している「(仮称)Kアリーナプロジェクト建設工事」の現場をパトロールしました。

神奈川労働局の西村局長をはじめ、労働局からは千葉安全課長、永吉安全専門官、毛利労働衛生専門官、安部横浜北労働基準監督署長、建災防神奈川支部からは黒田支部長が参加し、鹿島建設の現場所長である佐藤所長の案内の下、職場環境を含む年末の労働災害防止に向けた取組状況を視察しました。



現場は(株)ケン・コーポレーションがみなとみらい地区に整備している大規模複合開発「Kアリーナプロジェクト」は、世界最大級の2万席を超える音楽アリーナとホテル棟、オフィス棟で構成される総面積11万8958㎡に及び、工期は来年7月31日までで、現在の進捗率は84.4%ということです。



冒頭、西村局長からは現場の職員、職長らに対し県内の労働災害の発生状況を踏まえて労働災害防

に関する要請が行われ、続いて黒田支部長から「神奈川支部では、これまでにセーフティリボン運動、3分KY運動、安全行動宣言運動の3つの運動を提唱し、それらの効果が確実にあらわれてきていると思いますが、災害ゼロを目指すには、それらを含めた安全活動の推進と、関係者ひとり一人の安全に対する熱意が必要です。



このKアリーナの建設工事は横浜アリーナを超える収容人数を誇り、関東における文化の発信地のシンボルとして県民にとっては大きな期待を寄せられている施設と認識しています。

これから迎える冬期には凍結や降雪などに伴う労働災害や火災、交通事故、年末年始の工事の輻輳化などによる労働災害発生リスクが懸念されますが、当現場が無

事竣工し、無災害で県民の皆様の前に披露できる一助になれば、という思いで本日は参加したいと思っています。」と述べました。

現場では安全対策として、デジタルサイネージによる安全啓発ビデオの放映や、セーフティリボンによる危険の見える化などに取り組んでいます。



パトロールの後に講評があり、西村局長は安全は日々の積み重ねであるという認識を職長や作業員の皆さんが共有することが大切であることに触れ、「現場を見て、そのように取り組んでいることが感じられた」と述べ、黒田支部長は「現場内の整理整頓が行き届いていることからして安全確保の基本が守られていると感じました」と述べられました。

# 新春座談会 第14次労働災害防止推進計画へ向けて ～墜落転落災害ゼロ達成の悲願～



1958年以降、これまでに13次にわたる労働災害防止計画が定められ、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって取組を推進してきました。その第13次の計画は2021年度を最終年とし、2022年度から新たに第14次労働災害防止計画が策定されようとしています。近年の状況を見ますと、死亡災害は長期的に見れば減少傾向といえますが、休業災害は新型コロナウイルス感染の影響もあり、増加傾向にあります。神奈川労働局の担当専門官から第14次計画における建設業の重点課題について現状でわかる範囲で詳しくお聞きしました。

## 事務局

本日はお忙しい中ありがとうございます。  
 昨年に引き続き、いつもお世話になっております神奈川労働局の安全課、永吉地方安全専門官に、今年からスタートする**第14次労働災害防止推進計画**を踏まえて、神奈川で墜落・転落災害ゼロを達成するという悲願へ向けて、乗り越えなければならないプロセスについてお聞きして行こうと考えています。  
 昨年の神奈川県建設業の労働災害による死亡は8件、そのうちの**4件半数が墜落転落**による災害でした。  
 令和3年においては全体で21件と死亡災害は多かったが墜落転落災害は6人で、割合でみると3分の1以下となっています。

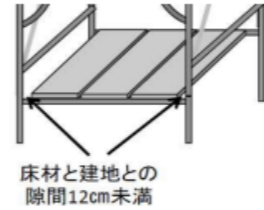


10年前までは建設業での死亡災害における**墜落転落災害の割合**は5割を占め、神奈川でも二桁が当たり前の状況でしたが、平成24年以降一桁を継続し、ここ5年間では23件43%です。※グラフ参照  
 今年も終盤に立て続けで2件発生してしまっただけで、眼に見えて減ったというほどではありませんが、一応減少傾向にある理由について、思いつく点がありますか？

## 永吉安全専門官

まず**足場の墜落防止等基準が強化**されたことがあります。  
 平成21年、27年と立て続けに足場からの墜落防止の措置に関する規則が改正されま

して、中さんや幅木の設置など法規則を守っていれば、より安全な足場関連作業が実現できるようになったといえます。



## 事務局

足場の構造などが変わったという影響はどうでしょうか？

## 永吉安全専門官

**くさび緊結タイプの足場が主流**になって出てきたというのがあります。

くさび緊結タイプの足場が出る前は、ビティ足場といわれる枠組みタイプの足場であって、木造とか、建物解体、リフォームでの塗装などはせいぜいブラケット、ひどいのは抱き足場という単管を組んだだけの手摺どろりか作業床もないような足場が立てられていました。

建物などの形状に合わせて簡易に組立できるくさび緊結足場はかなりの高層ビルでも使われるようになりましたが、ハウスメーカーなどが当たり前のように使い始めたのが大きな影響となっています。

さらには**手すり先行足場**が公共工事を中心の仕様になっているのも大きいかと思います。

## 事務局

特別教育なども義務付けになって工事にかかわる方の高所作業への意識の変革もあるのではないのでしょうか。

## 永吉安全専門官

平成27年改正時の**足場の組立解体時の特別教育義務化**から始まり、特に令和になってからの**フルハーネスの特別教育義務化**が続きました。



これによって、実際に作業する方も含めて、それを監督する立場の方、発注者側においても、高所作業ではこういった事故が実際に発生しているのか、あるいは法規則としてこういった措置をしなければならないかなどの**高所作業における基本的な知識**を持つことによって現場での確かな指導ができるようになったことが大きいと思います。

## 事務局

今後の方向性として、昨年10月28日付で、厚生労働省の**墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合**において、いくつかの分類で墜落・転落災害の特徴、課題について分析され、講ずべき対策についての方向性が報告書としてまとめられました。

その内容に従って、**今後法改正等の動き**があると思われませんが、それぞれの課題として挙げられたケースについて説明していただきたいと思います。

最初に屋根・屋上等の端、開口部等からの墜落転落災害が議論されましたが、いかがでしょうか。

## 永吉安全専門官

神奈川ではこのケースの災害はここ10年で防水工事で庇から墜落するなど15件の死亡災害が発生しています。

従来から策定されていた「**～足場の設置が困難な屋根上作業～墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル**」を見直し、さらにはしご、脚立などからの墜落防止やフルハーネス型の安全帯の法改正の内容なども盛り込んで周知を図ることとされています。

## 事務局

次に足場の通常作業における墜落・転落災害ですが。

## 永吉安全専門官

神奈川ではこの10年ではウインチを移設するために手すりを取り外して作業して11m落ちた事例など8件あります、そのうちの**半数は一側足場**からの墜落です。

防止対策については、安全な足場を確保するという観点から、手すりや中さんなど墜落防止設備の点検を厳密に行うということが焦点となり、作業開始前や、足場組立後の点検については**事業者があらかじめ点検者を指名し、その氏名を点検簿に記録**することが法令上明確にされるべきとされています。



## 事務局

一側足場の方はどうでしょうか？

## 永吉安全専門官

原則本足場を設けることとされ、例外として**1m未満の狭い場所**でなければ**一側足場を設置することができない**ということが法令上明確にされるべきとされています。

これによって、過去4件あった墜落災害事例で使われていたような一側足場は今後は本足場にしなければ違法ということになると思われます。

## 事務局

**足場の組立、解体中における墜落・転落災害**についても議論されましたね。

## 永吉安全専門官

神奈川でもこの状態での災害は多く、この10年で8件あり、最近では令和3年に単管ブラケット足場組立中に足場をよじ登る途中で3mくらい墜落した事故があります。



この点については、**手すり先行工法が有効**

であり、それらの普及を促進するために「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」の内容の充実を図ることとしています。

## 事務局

実務者会合報告書では触れられていないケースとして留意しなければいけないことはありませんか？

## 永吉安全専門官

最後に忘れてはならないのが**踏み抜きによる墜落・転落災害**です。

代表的なのはスレートの踏み抜きですが、最近では令和2年に工場の屋根でスレート屋根を踏み抜いて墜落した事例があります。



ここ2年では事例がありませんが、その前は4年連続で起きています。

スレート以外にもFRPや天井板などの踏み抜きがありますので要注意です。

## 事務局

過去神奈川で墜落転落災害での死亡が最少だったのは平成29年の1件で、ゼロはありません。

これが単なる初夢にならないように今年一年も頑張っていきたいと思います。

本日はありがとうございました。

